

補足資料

○刑事罰の活用①

【課徴金制度の趣旨】

○独占禁止法

機械保険連盟料率カルテル事件（最高裁判決・平成17年9月13日）

「独禁法の定める課徴金の制度は、昭和52年法律第63号による独禁法改正において、カルテルの摘発に伴う不利益を増大させてその経済的誘因を小さくし、カルテルの予防効果を強化することを目的として、既存の刑事罰の定め（独禁法89条）やカルテルによる損害を回復するための損害賠償制度（独禁法25条）に加えて設けられたものであり、カルテル禁止の実効性確保のための行政上の措置として機動的に発動できるようにしたものである。また、課徴金の額の算定方式は、実行期間のカルテル対象商品又は役務の売上額に一定率を乗ずる方式を採っているが、これは、課徴金制度が行政上の措置であるため、算定基準も明確なものであることが望ましく、また、制度の積極的かつ効率的な運営により抑止効果を確保するためには算定が容易であることが必要であるからであって、個々の事案ごとに経済的利益を算定することは適切ではないとして、そのような算定方式が採用され、維持されているものと解される。そうすると、課徴金の額はカルテルによって実際に得られた不当な利得の額と一致しなければならないものではないというべきである。」

○金融商品取引法・公認会計士法

「証券市場への信頼を害する違法行為又は公認会計士・監査法人による虚偽証明に対して、行政として適切な対応を行う観点から、規制の実効性確保のための新たな手段として、平成17年4月（公認会計士法については20年4月）から、行政上の措置として違反者に対して金銭的負担を課す課徴金制度を導入しました。」

（金融庁ウェブサイト「課徴金制度について」より）

○刑事罰の活用②

【課徴金制度の趣旨】

○薬機法

「医薬品、医療機器等の品質、有効性及び安全性の確保等に関する法律で禁止している医薬品、医療機器等の虚偽・誇大広告に関し、虚偽・誇大広告の販売で得た経済的利得を徴収し、違反行為者がそれを保持し得ないようにすることによって違反行為の抑止を図り、規制の実効性を確保するための措置として、課徴金制度を導入する。」

（厚生労働省ウェブサイト「医薬品等の広告規制について」「4. 課徴金制度の導入」より）

○景品表示法

- 景品表示法の課徴金納付命令は、独占禁止法等における課徴金制度と同様、違反行為を防止するという行政目的を達成するための行政上の措置であり、違反行為をした事業者を経済的不利益を課すことにより、事業者が不当表示を行う動機を失わせ、不当表示規制の抑止力を高めることによって不当表示を防止することを目的としている。
- このような制度の目的に鑑みると、景品表示法における課徴金制度においても、課徴金の額は不当表示によって実際に得られた不当な利得の額と一致しなければならないものではなく、現行法においては違反行為者に対し非裁量的に一律3%の算定率をもって課すこととされている。

○刑事罰の活用③

【二重処罰の禁止】

○日本国憲法（昭和二十一年憲法）（抄）

第三十九条 何人も、実行の時に適法であつた行為又は既に無罪とされた行為については、刑事上の責任を問はれない。又、同一の犯罪について、重ねて刑事上の責任を問はれない。

○社会保険庁シール談合事件（最高裁判決・平成10年10月13日）

「本件カルテル行為について、私的独占の禁止及び公正取引の確保に関する法律違反被告事件において上告人に対する罰金刑が確定し、かつ、国から上告人に対し不当利益の返還を求める民事訴訟が提起されている場合において、本件カルテル行為を理由に上告人に対し同法7条の2第1項の規定に基づき課徴金の納付を命ずることが、憲法第39条、29条、31条に違反しないことは、最高裁昭和29年（オ）第236号同33年4月30日大法廷判決・民集12巻6号938頁の趣旨に徴して明らかである。」

○法人税額更正決定取消等請求（最高裁判決・昭和33年4月30日）

「法人税法（昭和二二年法律二八号。昭和二五年三月三十一日法律七二号による改正前のもの。以下単に法という）四三条の追徴税は、申告納税の実を挙げるために、本来の租税に附加して租税の形式により賦課せられるものであつて、これを課することが申告納税を怠つたものに対し制裁的意義を有することは否定し得ないところであるが、詐欺その他不正の行為により法人税を免れた場合に、その違反行為者および法人に科せられる同法四八条一項および五一条の罰金とは、その性質を異にするものと解すべきである。すなわち、法四八条一項の脱税犯に対する刑罰が「詐欺その他不正の行為により云々」の文字からも窺われるように、脱税者の不正行為の反社会性ないし反道義性に着目し、これに対する制裁として科せられるものであるに反し、法四三条の追徴税は、単に過少申告・不申告による納税義務違反の事実があれば、同条所定の已むを得ない事由のない限り、その違反の法人に対し課せられるものであり、これによつて、過少申告・不申告による納税義務違反の発生を防止し、以つて納税の実を挙げんとする趣旨に出でた行政上の措置であると解すべきである。法が追徴税を行政機関の行政手続により租税の形式により課すべきものとしたことは追徴税を課せらるべき納税義務違反者の行為を犯罪とし、これに対する刑罰として、これを課する趣旨でないこと明らかである。追徴税のかような性質にかんがみれば、憲法三九条の規定は刑罰たる罰金と追徴税とを併科することを禁止する趣旨を含むものでないと解するのが相当であるから所論違憲の主張は採用し得ない。」

○刑事罰の活用④

【独禁法における繰り返し違反の場合に課徴金を加算する規定の趣旨】

- 独禁法における繰り返し違反に対する割増算定率の規定は、違反行為を繰り返す事業者は、課徴金を納付してもなお違反行為を行うインセンティブが生じるほどの利得を得ていると考えられることから、違反行為の調査開始日からさかのぼって10年以内に課徴金納付命令等を受けたことがある者に対し、割増算定率を適用することとされたものである。

【景品表示法における考え方（案）】

- 景品表示法において繰り返し違反の場合に課徴金を加算する規定を設ける場合、その趣旨を独禁法と同様に、違反行為を繰り返す事業者は違反行為を行う高いインセンティブを有しており、割増算定率を適用することで不当表示規制の抑止力を高めるものとするのであれば、繰り返し違反の場合に加算される課徴金納付命令は、不当表示の発生を防止することを目的とした行政上の措置に過ぎず、刑罰とは性質を異にするものであり、刑罰の併科を禁止する憲法39条の二重処罰の禁止に反しないものと考えられる。

○刑事罰の活用⑤

【独禁法における罰金と課徴金の調整規定の趣旨】

○独禁法は、

- ①課徴金納付命令を行う前に、同一事件について、罰金刑の確定裁判がある場合、課徴金の額は罰金額の2分の1に相当する金額を控除した額とする
 - ②課徴金納付命令後に、同一事件について罰金刑の確定裁判があったときは、課徴金の額を罰金額の2分の1に相当する金額を控除した額に変更する
- とする罰金と課徴金の調整規定を設けている。当該規定は、課徴金算定率を引き上げた(製造業等の大企業で6%→10%) 平成17年の独禁法改正において政策的な判断で設けられたものとされている。

公正取引委員会ウェブサイト「改正独占禁止法について」「Q&A」より

問13 なぜ、課徴金と罰金との調整がされるのですか？

答13 今回の見直し後の課徴金は、カルテル等の違反行為防止という行政目的を達成するため、行政上の措置として不当利得相当分を超える金銭的不利益を課すものです。これは、違反行為の反社会性・反道徳性に着目して科される刑事罰とは、趣旨・目的・性格が異なっています。他方、罰金と課徴金はいずれも国が強制的に課す金銭的不利益であり、違反行為を抑止するという機能面で共通する部分がある制度です。このため、この共通する部分についての調整を行い、所要の減額を行うことが政策的に適当であると判断されたためです。

※上記ウェブサイトは平成17年に制定された独占禁止法改正法の説明用に公正取引委員会が作成したものであり、現在は以下のURLから確認できる。

<https://warp.ndl.go.jp/info:ndljp/pid/247419/www.jftc.go.jp/kaisei/kaisei.html>

【景品表示法における考え方（案）】

○独禁法においては法人重科（法人への罰金は5億円以下）の下で課徴金算定率を大幅に引き上げる（製造業等の大企業は10%、繰り返し違反では15%）際に政策的な判断として罰金と課徴金の調整規定を導入したが、景品表示法（課徴金算定率は3%）において調整規定を導入する必要はないのではないか。

○買取りサービスに係る考え方の整理①

【問題の所在】

- 近年、事業者が一般消費者から商品を買取るサービス（買取りサービス）が普及してきており、本検討会における有識者ヒアリングにおいて、事業者が広告において表示した金額と実際の買取金額に乖離がある広告についての消費者トラブルなど、買取りサービスに係る消費者トラブル事例が複数報告されている。

国民生活センターに寄せられた相談事例

＜相談事例①＞

折込広告に買取実績として着物が50万円などと記載されており、不要な着物を買取りに来てもらった。しかし、実際には1枚当たり100円～1000円ほどであり、数十点あったが全部で9000円ほどにしかならなかった。

＜相談事例②＞

ヒーターの処分をするためインターネットで買取業者の広告を見て電話をかけ、家に来てもらった。広告には「家にあるものなんでも、壊れていても負担ゼロ」と書いてあったが、査定に来た買取業者から「古いので買取できない、逆に処分費が必要だ」と言われた。

- 「景品類等の指定の告示の運用基準について」（昭和52年公正取引委員会事務局長通達第7号。以下「運用基準」という。）の3(4)に「自己が商品等の供給を受ける取引（例えば、古本の買入れ）は、「取引」に含まれない」という記載があるところ、当該記載との関係で、上記のような買取りサービスに景品表示法が適用されるか否かについて明確でないとの指摘がある。こうした状況を踏まえ、買取りサービスに係る景品表示法の適用について考え方を整理できないか。

○買取りサービスに係る考え方の整理②

【本検討会で出された意見】

- 運用基準は不十分な書き方となっているが、「○○という条件で買い取りますよ」という表示は当然規制の対象に含まれると思う。
- 例えば、「物の溢れかえった一般消費者の自宅を訪問し、様々な物品を、それらの対価であるとして金銭を一般消費者に渡した上で、持ち帰り、一般消費者の精神衛生に貢献する」というのであれば、「買取りサービスを売る」という捉え方に親和性が高いように思われる。一方、例えば、一般消費者がパソコン1台を買取業者に買い取ってもらう、という場合、「買取りサービスを売っている」とは、言いにくいのではないか（論理的には可能であるとしても技巧的すぎるのではないか）。
- 立法時の逐条解説は条文の解釈に沿っており、購入するものは規制の対象に含まれないことを示したのだと思われる。大量に買い取るようなものはサービスとして捉えられるかもしれないが、そうでない購入についても対象とするのは難しい。
- 規制の対象とすることに異論はないが、大量に購入する場合であってもそれは単純に購入だろう。その買取事業者にとって何が本来的な業務かを考えたときに、買取りが主であってそこで利益を得ているかどうかで「供給する」といえるか判断されるのではないか。
- 現行の条文で規定されている「役務」に対しては対価が動いている必要があり、大量の物品が引き取られた場合には、それらを処分してくれる「役務」と捉えることが可能。しかし、多くの買取りサービスは役務の供給ではなく仕入れとみるべきではないか。それらを役務の供給と捉えてしまうと規制の対象がどんどん拡大してしまう。
- 買取りサービスで問題が起きていることは事実なので、それを規制対象とする方針に異論はないが、法文の拡大解釈や運用基準の変更で対応することには違和感があり、立法で対応すべきように思われる。

○買取りサービスに係る考え方の整理③

【「事業者」の定義】

○不当景品類及び不当表示防止法

(定義)

第二条 この法律で「事業者」とは、商業、工業、金融業その他の事業を行う者をいい、当該事業を行う者の利益のためにする行為を行う役員、従業員、代理人その他の者は、次項及び第三十一条の規定の適用については、これを当該事業者とみなす。

2～4 (略)

第三条、第四条 (略)

(不当な表示の禁止)

第五条 事業者は、自己の供給する商品又は役務の取引について、次の各号のいずれかに該当する表示をしてはならない。

一～三 (略)

※第二条第一項は、景品表示法が消費者庁に移管された平成21年の改正の際に書き下ろされているが、独占禁止法と同じ規定ぶりとなっている。

○都営芝浦と畜場事件（平成元年12月14日 最高裁判決）

「独占禁止法二条一項は、事業者とは、商業、工業、金融業その他の事業を行う者をいうと規定しており、この事業はなんらかの経済的利益の供給に対応し反対給付を反復継続して受ける経済活動を指し、その主体の法的性格は問うところではないから、地方公共団体も、同法の適用除外規定がない以上、かかる経済活動の主体たる関係において事業者にあたると解すべきである。したがって、地方公共団体がと場料を徴収してと畜場事業を経営する場合には、と畜場法による料金認可制度の下においても不当廉売規制を受けるものというべきである。」

（民集 第43巻 12号 2078頁 抜粋）

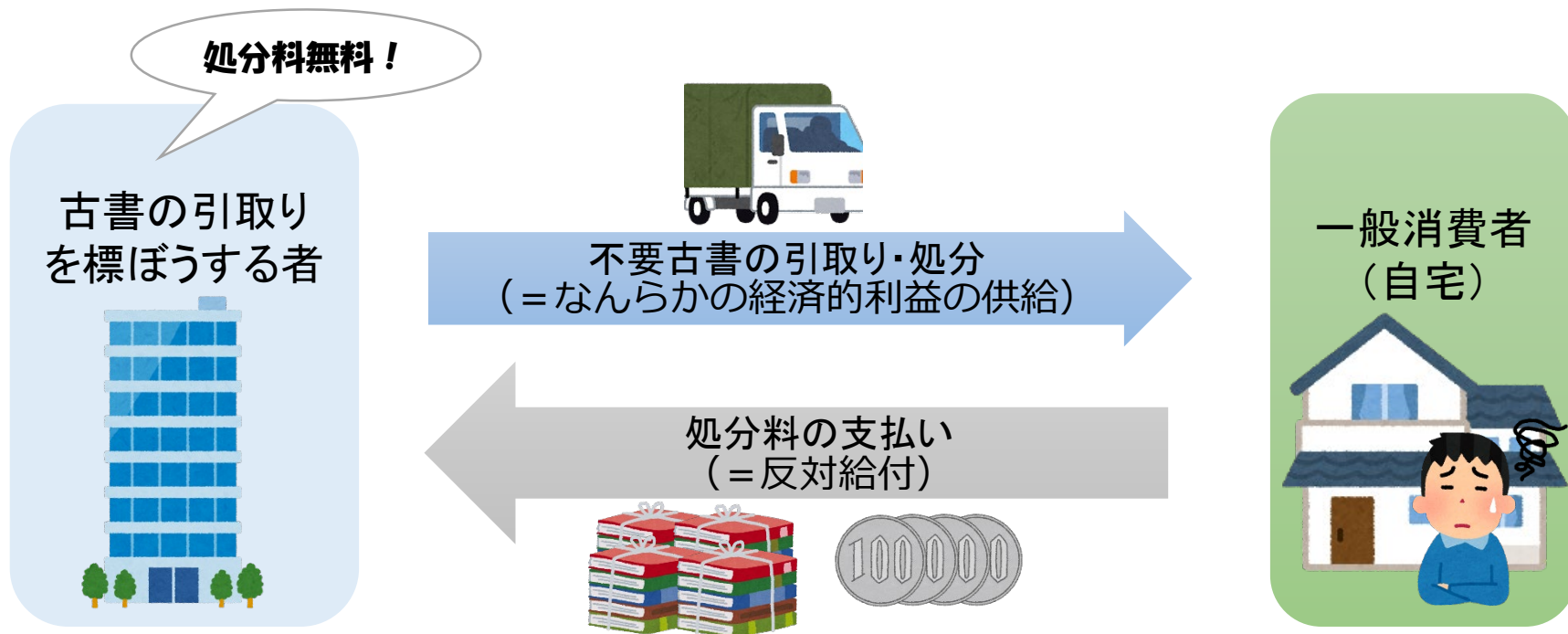
○買取りサービスに係る考え方の整理④

【想定事例】

【ケース1】

- 古書の引取りを標ぼうする者が「処分料無料！」と表示していたところ、一般消費者が、不要となった古書を処分するため、当該者を自宅に呼び、書籍20冊を引き取ってもらったが、実際には、処分料として400円が必要であった。

※国民生活センターに寄せられた相談事例②（2頁）と類似のケース



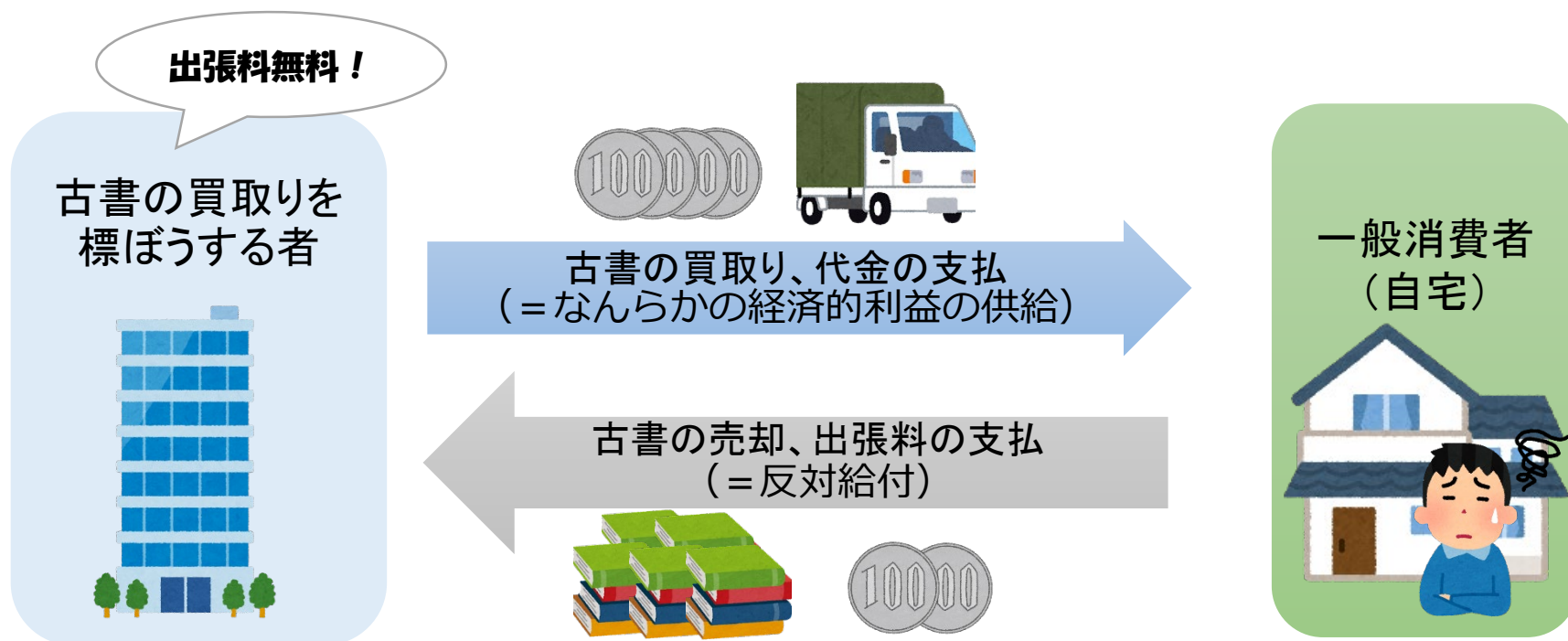
⇒ 出張、処分を行っていることをもって、事業者が役務を供給していると評価できるのではないか？

○買取りサービスに係る考え方の整理⑤

【想定事例】

【ケース2】

- 古書の買取りを標ぼうする者が「出張料無料！」と表示していたところ、一般消費者が、不要となった古書を売却するため、当該者を自宅に呼び、書籍20冊を400円で買い取ってもらったが、実際には、出張料として200円が必要であった。



⇒ 出張、古書の査定、処分を行っていることをもって、事業者が役務を供給していると評価できるのではないかな？

○買取りサービスに係る考え方の整理⑥

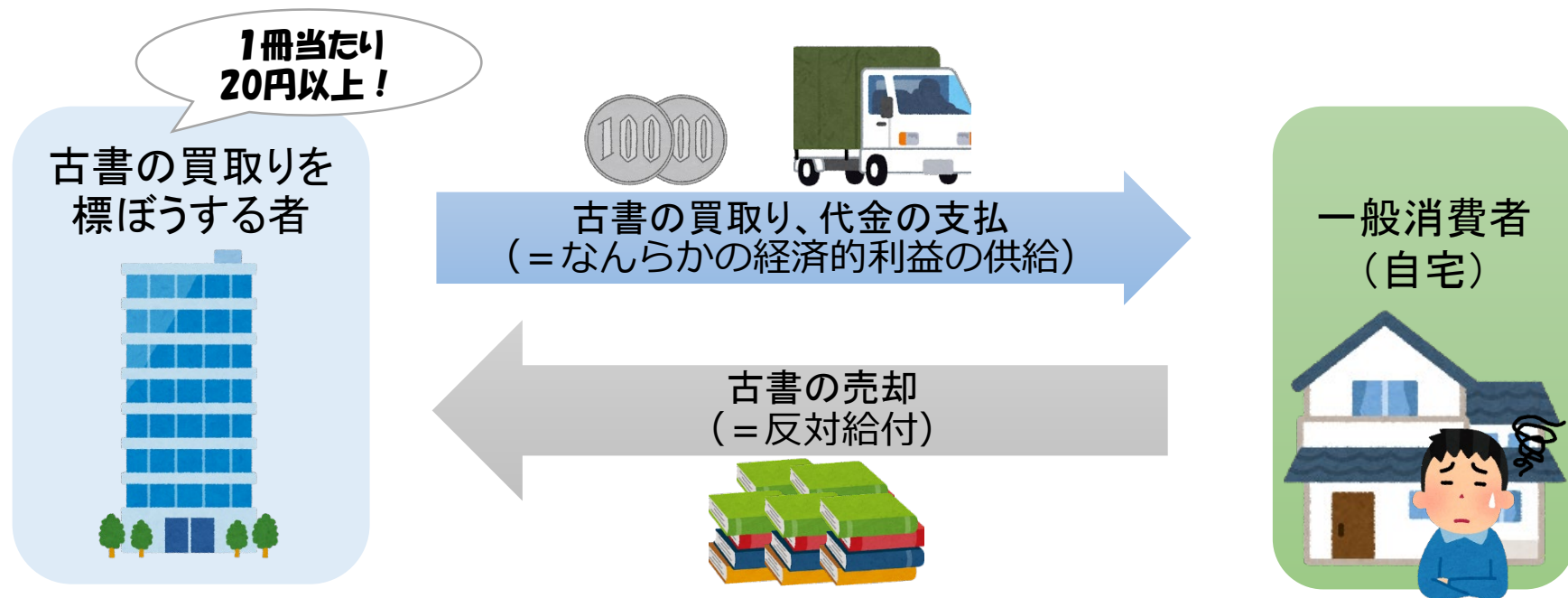
【想定事例】

【ケース3】

- 古書の買取りを標ぼうする者が「1冊当たり20円以上！」と表示していたところ、一般消費者が、不要となった古書を売却するため、当該者を自宅に呼び、書籍20冊を買取ってもらったが、全部で200円（1冊当たり10円）にしかならなかった。

なお、古書販売業者から一般消費者への代金の支払いに当たって明示的に出張料等が差し引かれたりはしていない。

※国民生活センターに寄せられた相談事例①（2頁）と類似のケース



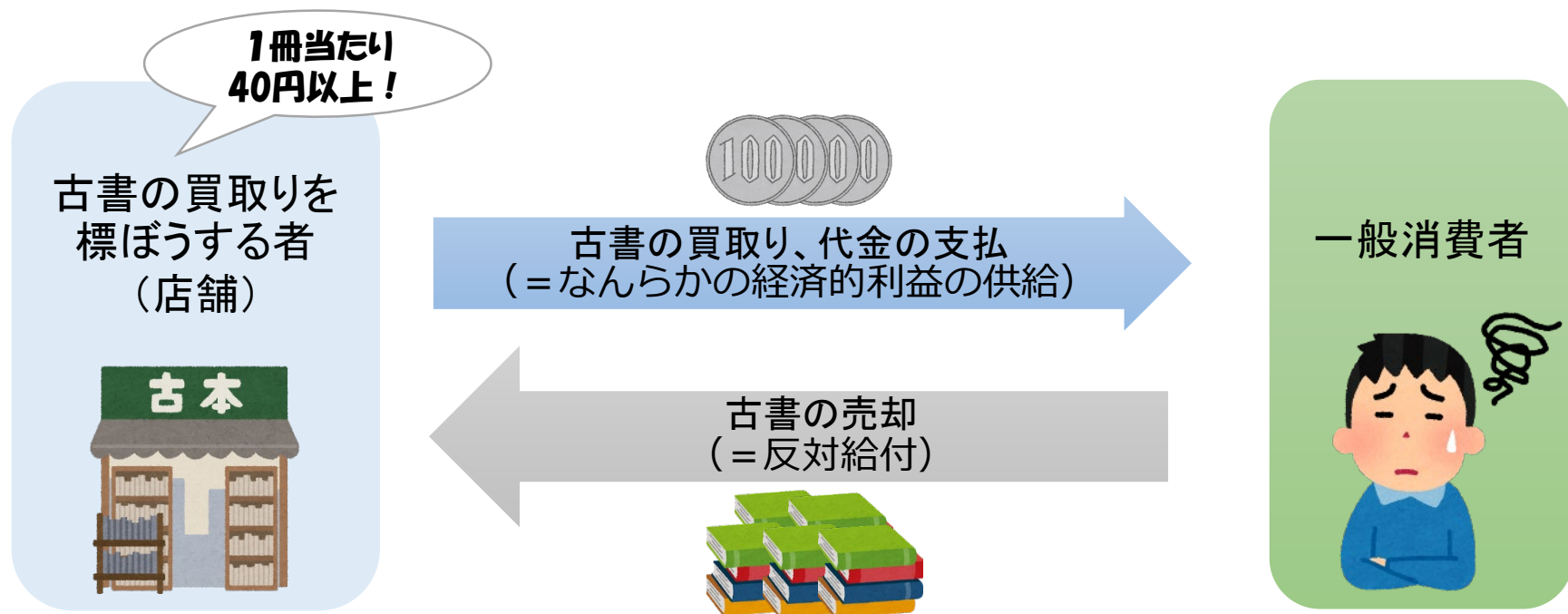
⇒ 出張、古書の査定、処分を行っていることをもって、事業者が役務を供給していると評価できるのではないか？

○買取りサービスに係る考え方の整理⑦

【想定事例】

【ケース4】

- 店舗における古書の買取りを標ぼうする者が「1冊当たり40円以上！」と表示していたところ、一般消費者が、不要となった古書を売却するため、当該者の店舗に赴き書籍20冊を買い取ってもらったが、全部で400円（1冊当たり20円）にしかならなかった。



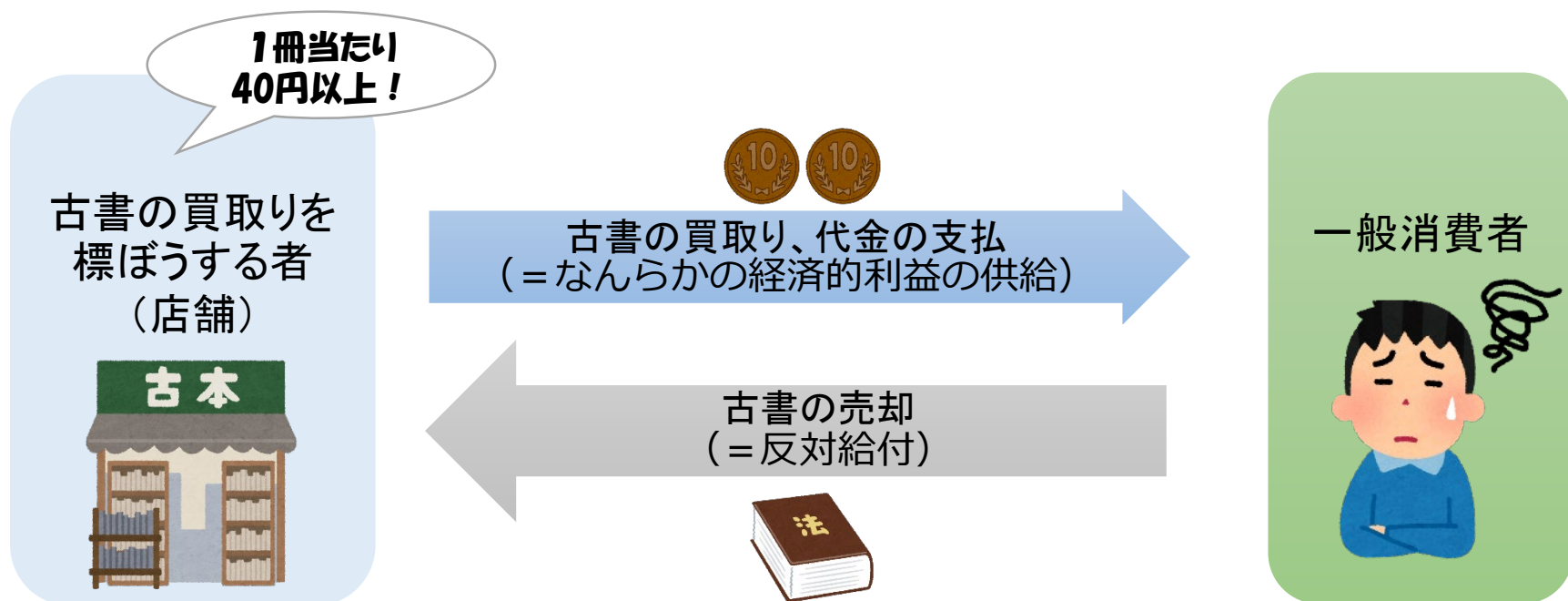
⇒ 古書の査定、処分を行っていることをもって、事業者が役務を供給していると評価できるのではないか？

○買取りサービスに係る考え方の整理⑧

【想定事例】

【ケース5】

- 店舗における古書の買取りを標ぼうする者が「1冊当たり40円以上！」と表示していたところ、一般消費者が、不要となった古書を売却するため、当該者の店舗に赴き書籍1冊を買い取ってもらったが、20円にしかならなかった。



⇒ 古書の査定、処分を行っていることをもって、事業者が役務を供給していると評価できるのではないか？

○買取りサービスに係る考え方の整理⑨

【考えられる対応(案)】

＜本案＞

- 景品表示法立法時の逐条解説（「誇大広告と懸賞販売の規制 -不当景品類及び不当表示防止法の解説-」〔公正取引委員会事務局 編〕）は、商品又は役務の購入に関する表示は規制対象から除かれるとし、その具体例として、「古書買入れ広告」等を列挙している。「古書買入れ広告」等が除かれるとした趣旨は明らかではないが、当該解説は「消費者が保有する物品を鑑定して、それを現金に変える」という役務（買取りサービス）を提供していると認められる場合であって、現に一般消費者に誤認を与える不当顧客誘引行為が行われる場合までもが「自己の供給する（商品又は）役務の取引」に含まれないとしているわけではないと考えられる。
- このように買取りサービスが役務を提供していると認められる場合には「自己の供給する（商品又は）役務の取引」に含まれることを明確化するため、運用基準の記載を見直してはどうか。
- なお、検討会で報告された消費者トラブルの事例は、いずれも、現在の景品表示法において、買取りサービスを提供していると評価し得るのではないかと考えられるが、今後、現行の景品表示法で対応できない不当表示事案が生じることがあれば、その際に対応を検討する必要性が生じてくると考えられる。

＜代替案＞

- 本検討会では、買取りサービスについて、「買取りサービスを売っている」とみるアイデアは「自己の供給する商品又は役務」が違反要件とされていることを踏まえた優れたアイデアとの指摘がある一方で、常にその論法を採用できるのかということ簡単ではないかもしれないという指摘や、法文の拡大解釈や運用基準の変更で対応することには違和感があり、立法で対応すべきとの指摘があった。
- 立法により「供給を受ける」商品又は役務の取引も対象とするのであれば、広範な取引が新たに規制の対象となるため、現実に消費者トラブルが報告されている買取りサービス以外でも事業者が商品又は役務の供給を受ける取引に係る表示について広く消費者トラブルが起こっているのかといった状況を確認した上で、規制の対象とすべきか慎重に検討する必要があると考えられる。

○適格消費者団体との連携①

消費者裁判手続特例法等に関する検討会 報告書（抄）

令和3年10月

第1 （略）

第2 被害回復裁判手続の制度的な対応

1～3 （略）

4 実効性、効率性及び利便性を高める方策

(1) 特定適格消費者団体の情報取得手段の在り方

① （略）

② 行政機関が保有する情報

消費者被害の防止及びその回復の促進を図るための特定商取引に関する法律等の一部を改正する法律（令和3年法律第72号。以下「特商法等改正法」という。）により、特定商取引に関する法律（昭和51年法律第57号。以下「特商法」という。）及び特定商品等の預託等取引契約に関する法律（昭和61年法律第62号。以下「預託法」という。）等の改正と併せた法の改正により、内閣総理大臣は、内閣府令で定めるところにより、特定適格消費者団体の求めに応じ、当該特定適格消費者団体が被害回復裁判手続を適切に追行するために必要な限度において、当該特定適格消費者団体に対し、特商法又は預託法に基づく処分に関して作成した書類で内閣府令で定めるものを提供することができるものとされた。共通義務の存在の立証等に資する事業者の行為等に関する資料（情報）については、適切な手続の追行に必要な情報であるが、特定適格消費者団体が自ら収集することには限界があるため、行政機関が保有する情報の提供を受けられることには意義が大きいことや行政機関による被害の拡大防止と特定適格消費者団体による被害回復との連携にもつながることから、上記以外に行政機関が保有する情報として、例えば、景品表示法に基づく処分に関して作成した書類の特定適格消費者団体への提供も可能とすべきとの意見があったが、措置命令等発出前の調査段階において事業者が行政機関に情報提供するインセンティブが減殺されることにならないかという意見や、特商法等に関する書類の提供の運用状況等を踏まえる必要があるとの意見もあったことから、執行への影響等も踏まえた、将来的な検討課題とすることが考えられる。

○適格消費者団体との連携②

○消費者の財産的被害の集団的な回復のための民事の裁判手続の特例に関する法律施行規則（平成二十七年内閣府令第六十二号）（抄）

（消費者庁が提供する書類）

第二十五条 消費者庁長官は、前条第一項の規定による請求があったときは、当該請求に係る処分に関して消費者庁が作成した書類に次の各号に掲げる情報（以下「不提供情報」という。）のいずれかが記録されている場合を除き、当該請求をした特定適格消費者団体に対し、当該書類を提供するものとする。

一 個人に関する情報（事業を営む個人の当該事業に関する情報を除く。）であって、当該情報に含まれる氏名、生年月日その他の記述等（文書、図画若しくは電磁的記録に記載され、若しくは記録され、又は音声、動作その他の方法を用いて表された一切の事項をいう。第三項において同じ。）により特定の個人を識別することができるもの（他の情報と照合することにより、特定の個人を識別することができることとなるものを含む。）又は特定の個人を識別することはできないが、公にすることにより、なお個人の権利利益を害するおそれがあるもの。ただし、次に掲げる情報を除く。

イ 法令の規定により又は慣行として公にされ、又は公にすることが予定されている情報

ロ 人の生命、健康、生活又は財産を保護するため、公にすることが必要であると認められる情報

ハ 当該個人が公務員等（国家公務員法（昭和二十二年法律第二十号）第二条第一項に規定する国家公務員（独立行政法人通則法（平成十一年法律第百三十三号）第二条第四項に規定する行政執行法人の役員及び職員を除く。）、独立行政法人等（独立行政法人等の保有する情報の公開に関する法律（平成十三年法律第百四十号）第二条第一項に規定する独立行政法人等をいう。以下この項において同じ。）の役員及び職員、地方公務員法（昭和二十五年法律第二百六十一号）第二条に規定する地方公務員並びに地方独立行政法人（地方独立行政法人法（平成十五年法律第百十八号）第二条第一項に規定する地方独立行政法人をいう。以下この項において同じ。）の役員及び職員をいう。）である場合において、当該情報がその職務の遂行に係る情報であるときは、当該情報のうち、当該公務員等の職及び当該職務遂行の内容に係る部分

二 個人情報保護に関する法律（平成十五年法律第五十七号）第六十条第三項に規定する行政機関等匿名加工情報（同条第四項に規定する行政機関等匿名加工情報ファイルを構成するものに限る。以下この号において「行政機関等匿名加工情報」という。）又は行政機関等匿名加工情報の作成に用いた同条第一項に規定する保有個人情報から削除した同法第二条第一項第一号に規定する記述等若しくは同条第二項に規定する個人識別符号

三 法人その他の団体（国、独立行政法人等、地方公共団体及び地方独立行政法人を除く。以下この号において「法人等」という。）に関する情報又は事業を営む個人の当該事業に関する情報であって、次に掲げるもの。ただし、人の生命、健康、生活又は財産を保護するため、提供することが必要であると認められる情報を除く。

○適格消費者団体との連携③

- イ 当該法人等又は当該個人の権利、競争上の地位その他正当な利益を害するおそれがあるもの
 - ロ 消費者庁の要請を受けて、公にしないとの条件で任意に提供されたものであって、法人等又は個人における通例として公にしないこととされているものその他の当該条件を付することが当該情報の性質、当時の状況等に照らして合理的であると認められるもの
- 四 国の安全が害されるおそれ、他国若しくは国際機関との信頼関係が損なわれるおそれ又は他国若しくは国際機関との交渉上不利益を被るおそれがあると消費者庁長官が認めることにつき相当の理由がある情報
- 五 犯罪の予防、鎮圧又は捜査、公訴の維持、刑の執行その他の公共の安全と秩序の維持に支障を及ぼすおそれがあると消費者庁長官が認めることにつき相当の理由がある情報
- 六 消費者庁その他の国の機関、独立行政法人等、地方公共団体及び地方独立行政法人の内部又は相互間における審議、検討又は協議に関する情報であって、提供することにより、率直な意見の交換若しくは意思決定の中立性が不当に損なわれるおそれ、不当に国民の間に混乱を生じさせるおそれ又は特定の者に不当に利益を与え若しくは不利益を及ぼすおそれがあるもの
- 七 消費者庁その他の国の機関、独立行政法人等、地方公共団体又は地方独立行政法人が行う事務又は事業に関する情報であって、提供することにより、消費者庁長官の行う処分の適正な遂行に支障を及ぼすおそれがあるもの
- 2 消費者庁長官は、前条第一項の規定による請求に係る処分に関して消費者庁が作成した書類の一部に不提供情報が記録されている場合において、不提供情報が記録されている部分を容易に区分して除くことができるときは、当該請求をした特定適格消費者団体に対し、当該部分を除いた部分につき提供するものとする。
- 3 前条第一項の規定による請求に係る処分に関して消費者庁が作成した書類に第一項第一号の情報（特定の個人を識別することができるものに限る。）が記録されている場合において、当該情報のうち、氏名、生年月日その他の特定の個人を識別することができることとなる記述等の部分を除くことにより、公にしても、個人の権利利益が害されるおそれがないと認められるときは、当該部分を除いた部分は、同号の情報に含まれないものとみなして、前項の規定を適用する。
- 4 消費者庁長官は、第一項の書類の提供に際しては、提供された書類を公にしないこと並びに当該書類の適正な利用及び管理を確保するために必要と認める条件を付することができる。この場合において、消費者庁長官は、前条第一項の規定による請求をした特定適格消費者団体に対し、不提供情報（第一項第一号から第三号までに掲げる情報のうち、消費者庁長官が消費者被害の防止及びその回復を図るために提供することが特に必要であると認めるものに限る。）を提供することができる。
- 5 前項に掲げるもののほか、消費者庁長官は、前各項の書類の提供に際しては、利用目的の制限及び提供された書類の活用の結果の報告その他の必要な条件を付することができる。

○適格消費者団体との連携④

【特定商取引法又は預託法に係る書類の提供】

- 特定商取引法又は預託法に基づく処分に関して作成した書類の提供について、特定適格消費者団体から請求が行われ、当該書類を提供した実績はあるが、現状、事業者が行政機関に情報提供するインセンティブの減殺等の執行への影響等があるとの情報はない。